

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

2021年6月期の一時金回答 2.225月!

(2020年6月期と比べて0.025月のマイナス改定)

6月7日(月)に原研労組と原子力機構(JAEA)とで2021年度春闘の団体交渉を行い、その場で6月期一時金(期末手当・ボーナス)の回答が出されました。以下にその回答内容を皆様にご報告いたします。

コロナ禍の影響などにより厳しい回答となっておりますが、今後も機構と団体交渉等を開催し、賃金・労働条件や職場環境の改善、働きやすい制度の構築等を目指していきますので、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします!

令03原機(人)077
令和3年6月7日

日本原子力研究開発機構労働組合
中央執行委員長 花川 裕規 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

回 答 書
(令和3年6月期末手当)

2021年5月11日付け72原研労中1-38号をもって要求のあった期末手当について、別紙のとおり回答する。

別 紙

1 支給範囲

令和3年6月1日（基準日）に機構に在職する職員、再雇用職員及び支給日現在で在職する臨時用員である組合員並びに令和3年4月1日から令和3年5月31日までの間に退職した職員で、組合員であった者

2 支給額

(1)一般職員

基準内給与月額に2.225を乗じ勤務成績を勘案した額及び職務段階に応じ加算する額に期間率を乗じた額（基準額）とする。

ただし、各組合員が受けるべき金額の算出方法は、機構が組合と協議して定めるところによるものとする。

(注) 1) 基準内給与月額は、基準日（退職者については、退職日）現在の本給、扶養手当、法定主任者手当、研究手当、初任給調整手当及び地域調整手当の合計額とする。ただし、休職者の基準日現在の基準内給与月額は、次のとおりとする。

(イ) 基準日現在休職給の支給を受けている職員については、期末手当支給対象在職期間（令和2年12月2日から令和3年6月1日まで）における休職発令直前の本給、法定主任者手当、扶養手当、研究手当、初任給調整手当及び地域調整手当の合計額を基準日現在の基準内給与月額とみなす。

(ロ) 期末手当支給対象在職期間の全部が休職期間である職員の基準日現在の基準内給与月額は、同日における休職給とする。

2) 加算額は、職員給与規程（17（規程）第59号）第34条第3項第4号に定めるところによるものとする。

3) 期末手当支給対象在職期間に育児休業している期間がある職員のうち、当該期間に勤務した期間がある職員については、期末手当を支給する。

4) 期間率は、以下のとおりとする。

(イ) 令和2年12月2日から令和3年6月1日の間に採用された者の期間率

令和2年12月2日の採用者		1.00
令和2年12月3日から令和3年1月1日までの採用者		0.90
令和3年1月2日から	2月1日までの採用者	0.80
令和3年2月2日から	3月1日までの採用者	0.70
令和3年3月2日から	4月1日までの採用者	0.60
令和3年4月2日から	5月1日までの採用者	0.50
令和3年5月2日から	6月1日までの採用者	0.30

(ロ) 欠勤者の期間率

欠勤日数20日未満の欠勤者	1.00
---------------	------

欠勤日数 20 日以上 30 日未満の欠勤者	0. 97
欠勤日数 30 日以上 50 日未満の欠勤者	0. 93
欠勤日数 50 日以上 70 日未満の欠勤者	0. 89
欠勤日数 70 日以上 90 日未満の欠勤者	0. 85
欠勤日数 90 日以上 120 日未満の欠勤者	0. 80
欠勤日数 120 日以上 150 日未満の欠勤者	0. 75
欠勤日数 150 日以上の欠勤者	0. 60
期末手当支給対象在職期間全日数欠勤者	0. 50

(注1) 欠勤対象期間は、期末手当支給対象在職期間とする。

(注2) 就業規程(17(規程)第58号)第44条第1号(結核性疾患)及び第2号(結核性疾患以外の傷病)による休職者は、期末手当支給対象在職期間における欠勤日数と休職日数を通算し、欠勤者期間率を適用する。

(注3) 期末手当支給対象在職全期間休職者は、全勤務日数欠勤者の期間率を適用する。

(注4) 傷病による欠勤日数が30日未満の欠勤者の期間率は、1.00とする。

(ハ) 勤務実績のある休職者の期間率

勤務実績 20 日未満の休職者	0. 63
勤務実績 20 日以上 30 日未満の休職者	0. 78
勤務実績 30 日以上 60 日未満の休職者	0. 82
勤務実績 60 日以上 90 日未満の休職者	0. 86
勤務実績 90 日以上 120 日未満の休職者	0. 90
勤務実績 120 日以上 150 日未満の休職者	0. 94
勤務実績 150 日以上 164 日未満の休職者	0. 98
勤務実績 164 日以上の休職者	1. 00

(注1) 勤務実績のある休職者の期間率適用対象期間は、期末手当支給対象在職期間とする。

(注2) 勤務実績とは、期末手当支給対象在職期間における休職期間を除いた在職期間をいう。

(二) 育児休業者の期間率

育児休業期間の2分の1の期間と勤務実績を合算して得られる日数が

92 日以上 120 日未満の育児休業者	0. 90
120 日以上 150 日未満の育児休業者	0. 94
150 日以上 164 日未満の育児休業者	0. 98
164 日以上の育児休業者	1. 00

(注1) 育児休業者の期間率適用対象期間は、期末手当支給対象在職期間とする。

(注2) 勤務実績とは、期末手当支給対象在職期間における育児休業期間を除いた在職期間をいう。

(ホ) 介護休暇を取得した者の期末手当の期間率については、期末手当支給対象在職期間における介護休暇日数に応じて傷病欠勤者の期間率を適用する。

(ハ) 退職及び死亡した者の期間率

令和3年4月中に退職及び死亡した者 0.60

令和3年5月中に退職及び死亡した者 0.80

(2) 6級の職責手当受給職員（課長特例級は除く。）

基準内給与月額に2.225を乗じ勤務成績を勘案した額及び職務段階に応じ加算する額に期間率を乗じた額（基準額）とする。

ただし、各組合員が受けるべき金額の算出方法は、機構が組合と協議して定めるところによるものとする。

(注) 1) 基準内給与月額は、基準日（退職者については、退職日）現在の本給、専門職務手当、法定主任者手当、扶養手当及び地域調整手当の合計額とする。ただし、休職者の基準日現在の基準内給与月額は、次による。

(イ) 基準日現在休職給の支給を受けている職員については、期末手当支給対象在職期間（令和2年12月2日から令和3年6月1日まで）における休職発令直前の本給、専門職務手当、法定主任者手当、扶養手当及び地域調整手当の合計額を基準日現在の基準内給与月額とみなす。

(ロ) 期末手当支給対象在職期間の全部が休職期間である職員の基準日現在の基準内給与月額は、同日における休職給とする。

2) 加算額は、職員給与規程（17（規程）第59号）第34条第3項第3号に定めるところによるものとする。

3) 期末手当支給対象在職期間に育児休業している期間がある職員のうち、当該期間に勤務した期間がある職員については、期末手当を支給する。

4) 期間率は、一般職員と同様とする。

(3) 7級及び6級課長特例級の職責手当受給職員

6級の職責手当受給職員と同様の基準により支給する。

ただし、各組合員が受けるべき金額の算出方法は、機構が組合と協議して定めるところによるものとする。

なお、加算額については職員給与規程（17（規程）第59号）第34条第2項第2号及び第3項第2号に定めるところによるものとする。

(4) 再雇用職員

基準日に再雇用職員が受けるべき報酬月額及び地域調整手当月額の合計額に常勤は1.4、非常勤は0.5を乗じた額とする。

(注) 支給対象期間に欠勤日数がある場合は、期間率を乗じて支給する。
期間率は支給対象期間における出勤日数を同期間における出勤すべき日数で除して得た率とする。(小数第3位を切り上げ)

(5) 臨時用員

令和2年12月2日から令和3年6月1日までの期間における出勤日数に応じて支給する。

1) 出勤日数	20日以上	40日未満の者	本給日額の9.5日分
2) 出勤日数	40日以上	70日未満の者	本給日額の18日分
3) 出勤日数	70日以上	100日未満の者	本給日額の22日分
4) 出勤日数	100日以上の者		本給日額の24.5日分

(6) 地域を限定して勤務する職員

地域を限定して勤務する職員の取扱いに関する規程(25(規程)第71号)第5条第2項第5号及び第6条第2項第5号に定めるところにより支給する。

3 支給日

令和3年6月23日までに協定が成立した場合、令和3年6月30日とする。

以 上